

ブロードバンド等による代替に当たって想定される課題 (資料1-2 検討項目(3)関係)

小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム事務局

令和4年5月19日

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」 「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」の概要

資料1-2

1. 概要

- 小規模中継局等のブロードバンド等(ケーブルテレビ、光ファイバ等)による代替の可能性について検討。
- 伊東主査、落合構成員、三友構成員、森川構成員、クロサカタツヤ構成員(株式会社企)、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、放送事業者、通信事業者等から構成。
※構成員は、主査の指名により、今後追加があり得る。
- 作業チームにおける検討状況・結果は、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」に報告。
※作業チームでは、基幹放送局やブロードバンド等に関する設備の諸元や費用等の詳細情報を取り扱うことが想定され、当事者の権利等を害するおそれがあるため、議事は原則非公開とする。ただし、議事要旨及び資料は、当事者の権利等を害するおそれがある部分を除き、原則公開とする。

2. 検討項目

- (1) 小規模中継局等のカバーエリアにおける代替手段の利用可能性
 - ・ 想定しうる代替手段の整理
 - ・ 代替手段の利用可能性の検証(IPユニキャストについては、放送事業者及び通信事業者からの情報提供・協力のもと、モデル地域を指定して各種要件を検討)
- (2) 代替手段としてのブロードバンド等に求められる機能・品質要件
 - ・ 代替手段に求められる機能・品質の項目の整理
 - ・ 代替手段に求められる機能・品質の項目ごとの内容の整理(緊急地震速報を含む遅延、輻輳時の対応等を含む。)
※ 有線テレビジョン放送(IPマルチキャスト放送を含む。)については、以下のとおり、既に機能・品質要件が定められている。
 - ・「有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令」(平成23年総務省令第95号)
 - ・「地上デジタル放送IP再放送方式審査ガイドライン」(平成23年8月1日 地上デジタル放送補完再放送審査会)
- (3) その他
 - ・ 著作権処理
 - ・ 地域制御の有無
 - ・ 住民合意/受信者対策
 - ・ ユーザーアクセシビリティの確保
 - ・ デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上 等

本資料で議論する項目

(1) 著作権処理

- ✓ IPユニキャスト方式での代替において、いわゆる「フタかぶせ」を避け、放送の一部として著作物の利用が確保できるようにする観点から、先の著作権法改正によってもなお解決していない課題として、どのようなものが考えられ、また、どのような対策が必要か。
- ✓ そのほか、ブロードバンド等で代替する場合に、新たに想定される課題はあるか。

(2) 地域制御の有無

- ✓ ブロードバンド等による代替は特定の限られた地域における放送の代替手段とすることを念頭に置いているものであるが、代替により提供されるコンテンツが当該地域以外の地域でも視聴できることについて、どう考えるか。その際、地域情報の広がりをもたらす効果や影響をどのように考えるか。
- ✓ 地域制御(対象エリアや対象者の制限)を行う場合、どのような仕組みで確保することが考えられるか。
- ✓ 区域外波の受信者について、何らかの課題が考えられるか。

(3) 住民合意／受信者対策

- ✓ ブロードバンド等で代替する世帯には、ブロードバンド等への加入・工事費や宅内での追加設備などの設置費用が生じることも想定される。また、IPユニキャスト方式で代替する場合のサービスの機能・品質は、放送と異なる可能性（例えば、遅延の発生の可能性など）も想定される。これらの点に関する視聴者視点での受容性について、どのように確認すべきか。
- ✓ ブロードバンド等による代替手段を放送事業者が特定の地域で導入する場合、どのようなプロセスで住民の理解を得ていくべきか。その理解を得るに当たって、特に大規模改修が生じうる集合住宅の居住者や生活困窮世帯、別荘の所有者について留意すべきことはあるか。

(4) ユーザーアクセシビリティの確保

- ✓ ブロードバンド等で代替する場合、テレビ・リモコンのような操作の容易な受信端末でNHKや民放の番組が視聴できるよう、操作性や一覧性を確保できるか。また、字幕の表示等、番組の視聴に当たって支援を必要とする方々の受信・視聴に支障は生じないか。
- ✓ ブロードバンド等で代替する場合、代替そのものや上記のような機能を実現・確保するための受信端末の開発・供給について、新たに想定される課題はあるか。
- ✓ これらのほか、ブロードバンド等で代替する場合に、視聴者の利便性やアクセシビリティを確保する観点から、新たに想定される課題はあるか。

(5) デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上

- ✓ IPユニキャスト方式による代替については、機能・品質が放送と異なる可能性も想定される中、放送では実現できない新たなサービス(例えば、録画を補完する手段として見逃し配信機能を付加することなど)を提供することも考えられるのではないか。その場合、新たに想定される課題はあるか。
- ✓ IPユニキャスト方式による代替において視聴データを活用する場合について、放送における視聴データ・プライバシーに関する要件の取扱いをどう考えるか。

(6) その他

- ✓ IPユニキャスト方式で代替する場合に、NHKの「あまねく普及義務」や民放の「あまねく普及努力義務」との関係を、どのように考えるべきか。
- ✓ 放送が災害時において極めて重要な役割を果たしている中、ブロードバンド等で代替する場合にも、その特性(輻輳による遅延・途絶の可能性、屋外での移動受信ができない可能性など)を踏まえつつ、地域における災害時の情報入手に支障が生じないようにするためには、どのような課題が考えられ、どのような対策を講じるべきか。
- ✓ IPユニキャスト方式による放送の代替は、特定の限られた地域における限定された受信者を対象とすることを念頭に置いているが、NHK受信料の扱いをどのように考えるか。